

令和8年度 東広島市立高屋中学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、本校で学校教育を受ける生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が次世代を担う生徒の健やかな成長を願うために、見通しを持った生徒指導について共通認識・共通理解を図るためのものである。なお、社会の変化等を考慮し、原則3年に一度見直しを行うこととする。

(目的)

第1条 この規程は、本校の学校教育目標を達成するためのものである。望ましい学校生活を送るといふ観点から、学習や生活の場面において、生徒の健康や安全に留意し、必要な事項を定めたものである。なお、教育上の配慮が必要な場合等については、この限りではない。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、社会の一員として、交通ルールを守り、登下校すること。また、自転車通学違反については、自転車通学規程に基づき指導する。

(1)徒歩通学は、マナーを守り通学路を通る。

(2)自転車通学は、自転車通学許可ルールに従い安全に留意して通学路を通る。自転車通学距離は1.5km以遠(別紙参照)とする。

①ヘルメットは記名の上、着用する。

②安全確保の面から、ノーヘル、二人乗り、校内乗車等、自転車通学許可違反については、特別な指導の対象とし、改善が見られない場合は自転車通学を禁止する。なお、一列走行を遵守し、横断歩道・踏み切りは押して渡る。

③自転車については、反射板、反射シールを付け、荷台のあるものとする。原則として、マウンテンバイク・電動付きアシスト自転車は使用しない。ハンドル等の改造は禁止する。

④駐輪時には自転車に必ず施錠する。

⑤雨天時は合羽を使用する。色は白、またはクリーム色とし、使用後は自転車にかけておく。

(3)JR公共交通機関による通学は、他の利用者の迷惑にならないように通学する。

(4)スクールバスによる通学は、運転手の迷惑にならないよう注意事項を理解し利用する。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登校などに関する規定を定める。

(1)登校は8時10分までに教室に入室完了とし、登校後は準備をして着席する。

(2)欠席の場合は8時10分までに、保護者が欠席理由を学校に連絡する。

(3)遅刻の場合は8時10分までに、保護者が遅刻理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告に来る。

(4)早退の場合は保護者が早退理由、時間などを学校に連絡する。また、病気などで学校より早退させる場合は必ず保護者連絡をする。

(5)外出は、原則登校後は認めない。

特別な理由がある場合は、職員室に連絡して許可を得る。

(6)登下校時は、寄り道をせず、通学路を往復する。特別な事情がある場合は、担任等の許可を受ける。

(頭髪)

第4条 頭髪については、社会の一員として、また中学生として、時と場面と場合に応じたものとなるよう次のことを指導する。指導をしても、改善が見られない場合は、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

(1)安全性や機能性、衛生面を考慮し、学習の妨げにならない髪型にする。

(2)前髪は目にかからない程度の長さとする。後ろ髪は、肩（襟付け線）まで伸びたら結ぶ。位置は耳の高さ以下とし、1つまたは、2つで結ぶ。ゴムの色は黒・紺・茶で装飾のないものとする。髪を止める場合は、ヘアピンを使用してもよい。ただし、色は黒・紺・茶で装飾のないものとする。また、ヘアピンのクロスは禁止とする。

(3)パーマ・染色・脱色・そり込み・極端なツブロック・アシンメトリー・ソフトモヒカンなどはしない。また、すいて立たせたり、整髪料を使用したりしない。ただし、保健上等の都合で生徒及び保護者による事前の相談があり、教育上の配慮が必要であると認められる場合は、生徒及び保護者の申請に基づき許可をする。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

(1)色つきリップクリーム・マスカラなどの化粧類はしない。

(2)マニキュアなどの装飾はしない。

(3)ピアス、ネックレス、ミサンガ等の装身具はしない。

(4)かばんやリュック、筆箱等はぬいぐるみの形状などの華美なものを使用しない。また、それらにキーホルダーやマスコット類をつけない。

(5)日焼け止め、リップクリーム、制汗シートを持参しても良い。ただし、上記のものはすべて無色・無香料のもののみとする。

(6)眉毛を剃ったり抜いたり等、加工はしない。

(7)携帯電話、ゲームなどの持ち込みは禁止とする。違反があった場合は学校が預かり保護者に返す。

(8)健康管理の面から、水筒に水・お茶・スポーツドリンクを入れて持参してもよい。ペットボトルについては補充用のみ可とする。

(9)その他、鏡など学校生活に必要なものはないものは持参しない。

(身なり等)

第6条 身なりについては、制服はフォーマルウェアであるという観点から、学校が定める制服を正しく着用するよう次のことを指導する。

(1)服装

- ・学校指定のブレザー、スラックスまたはスカートを着用する。
- ・スラックス着用の際は、ベルトを着用する。色は黒・紺・茶とする。
- ・学校指定のポロシャツを着用する。
- ・ポロシャツの下に肌着を着用する。色は白・黒・紺・灰色の単色とする。
- ・ポロシャツの上にVネックのベスト、セーター、カーディガンを着用してもよい。色は白・黒・紺・灰色の単色とする。
- ・ボタンはブレザー・ポロシャツに関わらず全て留める。
- ・部活動の朝練習や部活動後などの場合、教職員の許可があれば、体操服や部活動の服装での登下校を可とする。(冬季のみハーフパンツでの登下校は不可)
- ・冬季(11～2月)は登下校時にウインドブレーカー(上着)を着用する。ただし、17時より早く下校する場合はこの限りではない。

(2)通学靴

- ・白の運動靴とする。(白以外のワンポイントやラインは不可)
- ・ミドルカット、ハイカットのものは禁止。

(3)靴下

- ・色は白・黒・紺の単色とする。(ワンポイント可)
- ・長さはくるぶしが隠れる長さから膝下までのものとする(右図B～E)。ルーズソックス、くるぶしソックスは禁止とする。



(4)名札

- ・学校指定の名札を左胸につける。

(5)その他

- ・手袋、マフラーは華美にならないものとする。
- ・ネックウォーマーは無地で色は白・黒・紺・灰色とする。ワンポイント可。

第3章 校外での生活に関すること

本章での指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。同一指導を繰り返す生徒の場合、特別な指導を行う。

第7条 校外の生活については、次のことを指導する。

(1)生徒だけの市外への外出

(2)生徒だけの娯楽施設などへの入店

- ・ 飲食店
 - ・ ゲームセンター、インターネットカフェ、マンガ喫茶、ボウリング場、映画館、カラオケボックス、大型店舗内、コンサート
- ＊保護者同伴（常に保護者の目の届く場所にいること）

(3)生徒だけの外泊、夜間徘徊

- ＊保護者同伴